

# 平成十六年法律第二百四十九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律

## (目的)

この法律は、法令の規定により民間事業者が行う書面の保存等に關し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。

二 地方公共団体及びその機関 情報通信技術を活用した行政の推進等に關する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条第二号ニからチまでに掲げるもの

三 法令 司法及び法律に基づく命令をいう。

四 書面 書類、文書、賛本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製するることをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他の氏名又は名称を書面に記載することをいう。

八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び情報通信技術を活用した行政の推進等に關する法律第三条第八号に掲げる申請等として行うものを除く。

## 十 保存等

保存、作成、縦覧等又は交付等を

### (電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に

関する他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

### 2

前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとされた保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に

より行わたるものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に

関する他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているもの(当該作成に

し)が法令の規定により保存をしなければならぬとされているものであつて、主務省令で定めるものに限る。)については、当該他の

法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて主務省

令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

### 2

前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならぬとした交付等に規定する法令の規定に規定す

る書面により行わなければならないとされた

保存の規定により当該書面に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

前項の規定により行わされた作成については、当該作成に

より行わたるものとみなして、当該作成に

### 2

前項の規定により行わされた作成については、当該作成に

より行わたるものとみなして、当該作成に

より行わたるものとみなして、当該作成に

より行わたるものとみなして、当該作成に

より行わたるものとみなして、当該作成に

### 2

前項の

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）第十五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定（罰則の適用に関する経過措置）

第八十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（平成二十七年九月九日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二条、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十九年一月一日

八附 則（平成三〇年七月二七日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（第四号（第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二

百五十五条並びに附則第五条、第七条から第十三条まで、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定（公布的日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

四 略  
附 則（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布的日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布的日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対しされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対し申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の日本の機関に対し申請、届出その他の手続を行なわなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の日本の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の日本の機関に対してその手續がされていないものとみなす。

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。